

○箕面市立船場広場条例施行規則

平成三十年十一月五日

規則第四十号

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立船場広場条例（平成三十年箕面市条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第二条 条例第三条第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これらに類する書類
- 二 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
- 三 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書
- 四 法人その他の団体の財産目録及び貸借対照表
- 五 法人その他の団体の事業の概要が記載されたパンフレット等

(変更の届出)

第三条 条例第五条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の代表者の氏名
- 二 法人その他の団体の定款その他これらに類する書類の記載事項
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

(利用許可の申請)

第四条 利用許可（条例第八条第二項に規定する利用許可をいう。以下本則において同じ。）

を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕面市立船場広場施設利用許可申請書（様式第一号。以下「利用許可申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 利用許可申請書は、箕面市立船場広場（以下本則において「広場」という。）を利用しようとする日（引き続き二日以上の間について利用しようとする場合は、その期間の初日をいう。以下「利用日」という。）の属する月の三月前の月の初日から利用日までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

(利用許可)

第五条 指定管理者は、利用許可申請書の提出があったときは、これを審査し、その利用許可をするときは、申請者に対して箕面市立船場広場施設利用許可書（様式第二号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

- 2 利用者（条例第八条第一項後段に規定する利用者をいう。以下同じ。）は、広場を利用する際に利用許可書を提示しなければならない。

（利用許可の変更）

第六条 利用者は、利用許可を受けた事項を変更する場合は、変更前の利用許可書を添えて新たに利用許可申請書を提出しなければならない。

（特別の設備の設置等）

第七条 利用者は、条例第十条の規定により特別の設備の設置等の許可を受けようとするときは、その内容を記載した書類を利用許可申請書に添付するものとする。

- 2 指定管理者は、特別の設備の設置等の許可に際し、原状回復等必要な条件を付けることができる。

- 3 特別の設備の設置等及びその原状回復等に係る費用は、全て利用者の負担とする。

- 4 指定管理者は、特別の設備の設置等に際して電力等を使用するときは、その実費を徴収することができる。

（利用料金の減額又は免除）

第八条 条例第十五条第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定管理者が箕面船場地区のまち育てに寄与する事業のために利用する場合 十割
（一年度につき二回までとする。）
 - 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者又はこれに準ずると市の機関が認める者が公益を目的に利用する場合 十割
 - 三 市内に所在する学校、幼稚園、保育所、認定こども園又は小規模保育事業を行う事業所のうち市が設置したもの以外のものが教育又は保育を目的として利用する場合 五割
 - 四 市内に事務所を有する公益を目的とする団体又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合 五割
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める割合
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、箕面市立船場広場施設利用料金減額・免除申請書（様式第三号）を利用許可申請書に添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用料金の還付）

第九条 条例第十五条第六項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 災害等により市が広場を利用する必要があるとき 全額
- 二 利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額
- 三 利用日の七日前までに利用者から利用の取消しの届出があったとき 全額
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が決定する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、速やかに箕面市立船場広場施設利用料金還付申請書（様式第四号）を指定管理者に提出しなければならない。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、広場の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十三年四月一日から施行する。

（箕面市立かやの広場条例施行規則の一部改正）

2 箕面市立かやの広場条例施行規則（平成十七年箕面市規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第1号(第4条関係)

箕面市立船場広場施設利用許可申請書			
		年	月 日
(宛先)箕面市立船場広場指定管理者			
次のとおり箕面市立船場広場を利用したいので申請します。			
申 請 者	住 所		
	氏 名	印	
	連 絡 先		
催 し 物 名			
利 用 目 的			
利 用 日	年 月 日		
利 用 施 設			
附 属 設 備	☐ 利用する() ☐ 利用しない		
入場料の徴収	☐ 有 (最高円)	販売行為の有無	☐ 有 ☐ 無 ()
飲食の有無	☐ 有 ☐ 無	一般入場の可否	☐ 可 ☐ 否
備 考			

	備	考

- (注)1 申請者は、太枠内のみ記入してください。
- 2 催し物、撮影利用等に関しては、別途計画書を提出してください。
 - 3 物品搬入のため車両を乗り入れる場合は、備考欄に記入してください。
 - 4 特別の設備の設置等の許可を受けようとするときは、その内容を記載した書類を添付してください。

様式第2号(第5条関係)

箕面市立船場広場施設利用許可書				
年 月 日				
許可第 号				
次のとおり箕面市立船場広場の利用を許可します。				
箕面市立船場広場指定管理者				
申請者	住所			
	氏名			
	連絡先			
催し物名				
利用目的				
利用日	年 月 日			
利用施設				
附属設備	☐ 利用する() ☐ 利用しない			
入場料の徴収	☐ 有 (最高 円)	☐ 無	販売行為の有無	☐ 有 ☐ 無 ()
飲食の有無	☐ 有 ☐ 無	一般入場の可否	☐ 可 ☐ 否	
整理番号	施設利用料金		円	
	附属設備利用料金		円	
	減免申請(有・無)		減免額	円
	合 計		円	

※許可条件	上記の金額を領収しました。 箕面市立船場広場指定管理者	領収印

- (注)1 利用するときは、この利用許可書を携帯してください。
- 2 行為をする前に必ずこの利用許可書を係員に提示し、その指示に従ってください。
- 3 管理上支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、利用の取消し、利用日時の変更等をお願いすることがありますので御了承ください。
- 4 利用許可期間中における事故等については、自己の責任において解決してください。

様式第3号(第8条関係)

箕面市立船場広場施設利用料金減額・免除申請書		
年 月 日		
(宛先)箕面市立船場広場指定管理者		
次のとおり箕面市立船場広場の利用料金の減額・免除を申請します。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	印
	連 絡 先	
利 用 目 的		
利 用 内 容		
利 用 日	年 月 日	
利 用 施 設		
附 属 設 備	☐ 利用する() ☐ 利用しない	
減 免 理 由		

整理番号	区分	減免額
減免割合 10割 5割	施 設 利 用 料 金	円
減免理由	附属設備利用料金	円
箕面市立船場広場条例施行規則第8条第1項第号の規定による。	合 計	円
備 考		

(注)申請者は、太枠内のみ記入してください。

様式第4号(第9条関係)

箕面市立船場広場施設利用料金還付申請書		
年 月 日		
(宛先)箕面市立船場広場指定管理者		
次のとおり箕面市立船場広場の利用料金の還付を申請します。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	印
	連 絡 先	
利用許可を受けた日時・場所		
催 し 物 名		
申 請 理 由		
整 理 番 号	年 月 日	

還付の可・否	可の理由	箕面市立船場広場条例施行規則第9条第1項第 号適用
	否の理由	
既納付利用料金		円
還付額		円
備 考		

(注)1 申請者は、太枠内のみ記入してください。
2 附属設備利用料金の方の還付申請はできません。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)